

問題



20

次は、家電製品に関する表示および図記号について述べたものである。
 (ア)～(オ)に該当するものを下記の表示および図記号群①～⑩から選び、その番号をマークしなさい。

- (ア) 消費生活用製品安全法の特定製品のうち、第三者機関の検査が義務づけられている特別特定製品に付すマークである。
- (イ) 家電製品の安全な取扱いを理解してもらうための表示マークで、取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負うことが想定される危害の程度を示す。
- (ウ) 電気製品の安全な取扱いを理解してもらうために、使用者に対し指示に基づく行為を強制する指示図記号である。
- (エ) 産業標準化法に基づき、国に登録された登録認証機関から認証を受けた事業者が、認証を受けた製品またはその包装などに表示できるマークである。
- (オ) J-Moss 対象の電気冷蔵庫、電子レンジなど7製品について、特定化学物質の含有率が含有率基準値以下か除外項目である場合に表示できる。

解説

家電製品に関する表示および図記号

- (ア) 消費生活用製品安全法(消安法)の規定により、消費者の生命・身体に対して特に危害をおよぼす恐れが多い消費生活用製品については、国が定めた技術上の基準に適合していることを表すPSCマークの表示がないと販売できない。PSCマークには、自主検査が義務付けられている「特定製品」と、自主検査に加え第三者機関の適合性検査も義務付けられている「特別特定製品」がある。
- (イ) 家電製品の安全な取扱いを理解してもらうことを目的とした表示マークで、取扱いを誤った場合に使用者が負うと予想される危害の程度を示す表示には、次の3種類がある。
1. 「危険」: 使用者が製品の取扱いを誤った場合、死亡または重傷(失明、けがなどで後遺症が残る、または入院を必要とする場合など)を負うことがあり、かつ切迫の度合いが高い
 2. 「警告」: 使用者が製品の取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負うことが想定される
 3. 「注意」: 使用者が製品の取扱いを誤った場合、障害(入院を必要としないけがなど)を負うことが想定されるか、物的損害(家屋、家財の拡大損害など)の発生が想定される



危険



警告



注意

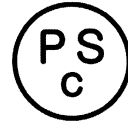
損害の程度の3表示

【表示および図記号群】

①



②



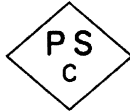
③



④



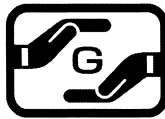
⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩

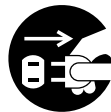


(ウ) 電気製品の取扱いを理解してもらうための、使用者に指示をして行為を強制する指示図記号には、次のようなものがある。



一般指示

使用者に対し指示に基づく行為を強調する。




電源プラグをコンセントから抜く



必ずアース線を接続せよ

(エ) 産業標準化法に基づき、国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証製造事業者等)が、認証を受けた製品の証として日本産業規格(JIS)を製品または梱包等に表示することができるマークである。

(オ) 「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」(J-Moss)では、パーソナルコンピュータ、ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機の7品目について、指定した化学物質の含有情報を表示することを義務付けている。表示の対象となる6物質のうち、含有率が一つでも基準値を超えている場合は、機器本体や包装箱、カタログ類に「含有マーク(オレンジマーク

解答

(ア) ⑤ (イ) ⑧ (ウ) ⑩ (エ) ⑥ (オ) ⑦